(1) 建築物石綿含有建材

法改正により令和5年10月1日より以降の工事から「建築物石綿含有建材調査者」「石 綿作業主任者」「石綿取扱作業従事者」の資格が必要になります。

ルームエアコンを設置する場合、これら全ての資格が必要になると思われます。

現場での事前調査も無く、ルームエアコンを設置するケースがほとんどですが、現場で は下記作業が必要になると考えられます。

- 1. 現場に到着し、建築物石綿含有建物調査者として設置個所の建材の石綿の 有無の確認
- 2. 石綿が含まれていた場合、石綿作業主任として1人で設置する場合でも 現場監督として現場管理が必要 「作業記録は40年間保存義務」
- 3. 石綿取扱従事者としてスリーブの穴あけ、背板のビス止めを、石綿が飛散 しないように対策しながら実作業

く講習等実地センター>

- 建物物石綿含有建材調查者 石綿作業主任者
 - 一般社団法人兵庫労働基準連合会「講習は2日間」

651-0096 神戸市中央区雲井通4丁目2番2号

TEL 078-231-6903 FAX 078-261-3305

- 石綿取扱従事者
 - コベルコ教習所 明石センター「講習は1日」

674-0063 明石市大久保町八木740

TEL 078-935-3831 FAX 078-935-0933

コベルコ教習所 尼崎センター

660-0086 尼崎市丸島町46-1

TEL 06-6413-3010 FAX 06-6413-3411

キャタピラー兵庫教習センター

675-1307 小野市菅田町南教習野739-14

TEL 0794-67-2211 FAX 079-67-2233

(2) テールゲートリフター 安全衛生特別講座

法改正により令和6年2月1日以降よりテールゲートが装着されている車両は全車両が対象になります。従って、軽トラ(貨物)も対象になります。

テールゲートリフターを操作するすべての者が特別教育を受けなければなりません。 現在(ZDS)全国電商連では、個人営業の場合は労働者ではないとの見解でしたので、義務はないが「知識と安全」を考えたら特別教育の受講も視野に入れても良いのでは、という見解です。

く講習等実地センター>

「講習は1日]

- コベルコ教習所 明石センター
- コベルコ教習所 尼崎センター
- キャタピラー兵庫教習センター

※特に今必要なのが「石綿取扱作業従事者」です。

各センターに問い合わせをして、受講を検討してください。